

## 平成22年度 行政監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)  
 2 監査のテーマ 収入未済額の債権管理について  
 3 監査対象 都市整備部市営住宅課  
 4 監査実施期間 平成22年12月7日～平成23年1月26日  
 5 監査結果報告 平成23年3月31日

## 監査の結果(指摘事項)

## 措置(具体的内容)・対応状況

## 【市営住宅課】

<p>(1)督促、催告について</p> <p>督促及び催告については、滞納整理システム上で市営住宅使用料の収入未済のリストを打ち出して、督促状及び催告書を発行しているが、それを発送する際には、発送リストを文書として保存するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年4月1日</p> <p>督促状及び催告書を発送するにあたり、平成23年度から課内決裁後に発送するよう、改めた。</p>
<p>(2)家賃確認及び納付誓約について</p> <p>督促及び文書催告の後に、市役所窓口への来庁を促し滞納分について債務承認及び納付指導を行っているが、その際、家賃確認書兼納付誓約書に受付印を押し文書としてその記録を保存するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年4月1日</p> <p>家賃確認書兼納付誓約書を受領した時には、受付印を押印し、課内決裁後、文書として保存するよう、改めた。</p>

## 平成22年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査(行政監査)  
 2 監査のテーマ 収入未済額の債権管理について  
 3 監査対象 都市整備部市営住宅課  
 4 監査実施期間 平成22年12月7日～平成23年1月26日  
 5 監査結果報告 平成23年3月31日

## 監査の結果(所見)

## 措置(具体的内容)・対応状況

## 【市営住宅課】

<p>(1)連帯保証人について        入居予定者は、その手続きとして敷金の納付、連帯保証人2人を連署した請書の提出等を行うが、その際、入居者が住宅使用料を滞納した場合、連帯保証人は債務者と連帯して債務を負担しなければならないという意識づけを徹底すること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日        連帯保証人に対しては、法律上の責任を明記した文書を交付し、確実な意識づけを行うこととした。</p>
<p>(2)代理納付の徹底について        入居手続の際には住宅使用料の口座振替を奨励しているが、生活保護受給者が入居する場合には、保護課と連携して住宅使用料の代理納付を徹底するよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 4月 1日        生活保護受給者が入居する場合には、住宅使用料の代理納付を必ず行うこととした。</p>
<p>(3)納付指導について        市営住宅には住宅困窮者に対する福祉的要素があることは理解するが、これ以上、収入未済額を増やさない、新たな滞納者を出さないという強い姿勢で債務者への納付指導にあたること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成23年 4月 1日        従来にも増して、徴収強化に努める。なお、平成22年度末現在の滞納額は287,013,206円であり、前年度末と比較して5,925,382円減少させることができた。        今後も強い姿勢で納付指導を行っていく。</p>
<p>(4)延滞金について        市営住宅入居者の未納家賃にかかる延滞金については、当分の間、その納付義務を免除するものとするとしているが、延滞金は、納期内納付者との負担の公平性を確保するため、また、納期内納付を促し、ひいては長期滞納者の抑制につながることから、延滞金を徴収することについて検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成23年 9月 1日        未納家賃に係る延滞金の取り扱いについては、平成12年3月9日付け市長決裁により、延滞金の納付義務を免除することとしています。今後の取り扱いについては、検討することとしたい。</p>

<p>(5)強制徴収について 誠意のない滞納者に対し、一定の基準のもと支払督促、即決和解、少額訴訟、明渡し訴訟など法的措置を講じ、債務名義を取得のうえ、給与、預金の差押など強制執行を行っているが、回収できる見込み額が訴訟費用を上回る範囲において、回収する債権として不動産についても検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 9月 1日 家賃滞納のまま市営住宅を退去し、その後不動産を取得したことが判明した場合、債務名義に基づく不動産競売申立てにより債権回収を図る等、徹底した滞納整理に努める。</p>
<p>(6)滞納整理マニュアル等の整備について 督促や文書催告、法的措置に関するフローチャートを滞納整理対応マニュアルとして使用しているが、収納推進課や保険年金課が作成している「滞納整理マニュアル」に相当するものは整備されていなかった。滞納整理を効率的に実施する視点に立って早期に整備すること。  また、滞納整理にあたっては、目標や年間計画など滞納整理方針を策定して、計画的に実施すること。【努力要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成23年 9月 1日 体系的な「滞納整理マニュアル」の整備に向けて検討したい。また、目標管理による滞納整理計画を早期に策定し、徴収額向上に向け鋭意努力したい。</p>
<p>(7)不納欠損処分について 市営住宅使用料の不納欠損処分にあたっては、全庁的に取り組んでいる債権管理に関する検討結果を踏まえて、適切に行うよう努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 3月31日 不納欠損処分については、時効の援用があったものや本人死亡、行方不明等のものを対象に、平成22年度末において行いました。今後も、債権の適正管理の観点から、必要に応じて適切に行っていきたい。</p>